

開議 午後 1 時 10 分

---

○中野委員長 それでは、議会運営委員会、開会させていただきたいと思います。

本日は全員の出席でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求める事でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 11 分

---

再開 午後 1 時 12 分

○中野委員長 それでは、議会運営委員会、再開させていただきます。

無所属安田議員、杉山議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

協議事項の1番目、議会運営事項及び議長の諮問事項についてでございます。(1)議会人事について、昨日、旭川市民連合の塩尻委員のほうから議事進行の発言がございました。議長と自民会派さんの中で共有できていない状況になっているのではないか、委員長の下、解消に向けて取り計らいをお願いするということで、委員長に調整をお願いされた案件で、昨日、止まったところでございます。その部分から再開をしていきたいと思います。

昨日、また今日と、自民会議の高橋ひでとし委員、また議長と意見交換をしていただいたとお聞きしておりますので、その状況について、改めて、自民会議の高橋ひでとし委員から、認識、答弁をいただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員(自民会議) まず、当会派としての認識につきましては、昨日、私が申し述べましたとおりでございます。

次に、議長の認識については、私は、議長から昨日、議長主張のとおりである旨の回答を得ております。ただ、そもそも、議長は独立した機関であって、私たちの会派の構成員ではございませんので、そこを共通させる必然性というのではないのではないかというふうに考えます。したがって、共通させるということについては、私どもとしてはあずかり知らないところでございます。

○中野委員長 ただいま、昨日の議事進行に関わって、自民会議の高橋ひでとし委員のほうから御発言がありました。議長の答弁と同等の考え方ということの趣旨だったと思います。そういう答弁をお聞きして、市民連合さんに改めてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○塩尻委員(市民連合) すみません、お伺いしたほうがいいかな。自民会派さんにお伺いします。

昨日の文字起こしを見ると、事務局の認識として、本日、先ほどこのような回答があったという事実について、認識を当会派としてもさせていただいておりますと御発言されておりまして、回答があった事実について認識しているのか、回答の中身について認識しているのかで、ちょっと違いも出てくるかなというところと、それを踏まえて、後段に、見方次第では非公式とも取れますよねっていうお話をされておりまして、局長ともやり取りされておりましたので、そうなってくると、そもそも公式とは何ぞやというところもあるんですけど、局長としては、昨日は、旭川市議会とし

ては公式である、議長もそう認識していると。自民会派さんのはうは、同じような認識を持つつも、見方によっては非公式っていう見方もあるよってなると、ちょっと公式なのか非公式のかつていうのが、見方次第でぐるぐる、ぐるぐる回って、着地点がないっていう私の捉え方なんです。なので、その辺を、正式に旭川市議会としては公式ですよということによろしいのかどうかをお聞きしたいなと思っています。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 私は、旭川市議会の公的見解を述べる権限もなければ、その立場にはございませんので、旭川市議会としてどのような見解にあるかということについては回答できません。その回答の事実を認識したかどうかということと、回答の内容を認識したかどうかっていうことの違いが、私にはちょっと分かりかねますので、その点、もうちょっと御説明いただければと思います。

○塩尻委員（市民連合） そういう事務局長の答弁があったっていう、そのあったっていう事実だけなのか、答弁内容について、旭川市議会としては会長会議が公式なものであるという発言内容について、同じように認識されているのかっていうところです。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 私がこの場にいなければ、発言があったという事実と、発言内容の認識とを区別することは可能かもしれません、私自身はここにいて、事務局長の内容についてちゃんと聴取していますので、それは当然そういう発言があったという事実について認識しているというふうに、合理的に言えばそういうことじゃないかと思いますが。

○塩尻委員（市民連合） ありがとうございました。

それでは、改めてなんすけども、局長にお伺いしたいと思います。最終的に、見方次第では非公式ということで、そういう見解で結構ですという答弁をされておりましたけども、改めて、旭川市議会として、会長会議は公式ということでいいのかどうか、確認したいと思います。

○稻田議会事務局長 昨日、私、高橋ひでとし委員から2問ほど、御質問、確認をいただきまして、2回とも回答させていただきました。2回目の部分で、そのような理解で結構かと思いますとしていたところでございます。こちらの趣旨としましては、1回目にお答えした内容と同じでございまして、法律等に定めがないという点に着目するとすれば、非公式という考え方もある、できるかとは思いますが、ただ、旭川市議会における会長会議の現状ということで申し上げますと、やはり公式な会議と理解しているというところでございます。

○小林委員（市民連合） ありがとうございました。

すなわち、今、事務局長がおっしゃったように、旭川市議会において、会長会議は公式なものであるという御答弁がありました。それについて、議長も先日、その認識でいらっしゃるということで、自民会派さんもその認識でいらっしゃるということでしたので、つまり、会長会議は公式なものであるという認識が図れているのかなというふうにも思ったんですが、これについて、改めて、委員長のほうから、それがそういった認識で、各会派、きちんと認識しているのかというのを改めて確認していただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 委員長から確認するようにというのは、恐らく、私に対して確認するようにというそういうようなお話だと思いますので、私から御回答差し上げたいと思います。

結論として、結局、この問題の本質っていうのは、公式、非公式の区別の判断基準をどこに求めるのかによって、その結論が異なる可能性のある概念であると、そういうことでございます。その

ような判断基準を会派会長会議規程等において明確化していないことが、今回の議会の混乱を含む最大の原因であることは明らかであります。

事務局の回答がどうとか、そういう言葉の、言葉尻の問題ではなくて、やはり、しっかりとした、我々議員が責任を持って、議会運営委員会として、会長会議の在り方、それからその権限の所在について、明確化していくべきではないかと。結果的にそのようなことができないことが、今回、事務局に対して、多大なる迷惑をかけている最大の要因であるというふうに考えます。

だからこそ、今後、議長、副議長及び議会運営委員会において、会長会議の在り方、廃止等も含めて、明確化、明文化をしていくべきであるというふうに私は考えます。

○江川委員（民主連合） 今の認識ですと、前日からの部分で確認が必要になってくると思いますので、正式に議事録精査をお願いいたします。昨日の議会運営委員会の書き起こしの部分ですね。改めて、きちんとした形で議事録を精査させていただきたいと思います。

○中野委員長 昨日の議会運営委員会の議事ですね。

○江川委員（民主連合） もう1点、ただいまの議論の部分も、確認をお願いいたします。

○中野委員長 今日の部分は、文字起こしということでよろしいですね。

○江川委員（民主連合） 現在の、今日の部分に関しては、文字起こしでも結構です。昨日の部分は、議事録の精査をお願いします。

○中野委員長 それでは、今の江川委員からの質問に対しては、1時間以上の時間が必要になりますので、そういった時間をお許しいただきたいと思います。

そのほか、発言ありますでしょうか。

○小林委員（市民連合） 先ほど、自民党、高橋ひでとし委員からの御発言で、明文化されていないというお話がありましたが、旭川市議会の先例・事例集の123ページには、会派会長会議についての記載が明文化されており、明文化されていないから非公式であるという話は、またちょっと変わるのかなというふうに思っております。そのため、現在それが明文化されていない、それについて決まっていないから、混乱を生んでいるというのは、またちょっと違うのではないかというのが、反論ではなく、感想でございます。

ただ、事務局にちょっと確認させていただきたいんですが、法的な根拠がなければ非公式であるという見解でよろしいのかというのを、確認させていただきたいと思います。というのも、この先例・事例集、一応これは公的な文書だと思うんですが、こちらにきちんと明記されていらっしゃるというところもありますし、当然、ここで、法律の話をするつもりは、当然専門家がいらっしゃるのでね、するつもりはございませんが、不文法というのももちろんありますので、法律に書いてなくても、それがきちんと定められているものであると、それがきちんと論拠として討論されることがきっともちろんあるということがありますので、明文化されていなければ、法に、まあ明文化されているんですけど、法に記載がなければ、非公式であるという見解が事務局としてそれでよろしいのかというところを確認させていただきたいと思います。制度が公式かどうかというのは、組織が決める部分もあると思うんですね。法に書いていないということは、法に書いていないという以上の意味を持たず、それは公式、非公式の判断基準となり得るのかどうかというのは疑問が残るところだと思っておりますので、これについて、事務局から御答弁お願いいたします。

○中野委員長 ただいまの先例についても言及がありましたので、先例に関わる内容、もしかする

と誤解もあるかもしれませんので、先例集とはどういうものなのか、その部分についても、説明を加えて答弁していただきたいと思います。（「委員長」と言う者あり）ちょっと待ってください、待ってください。事務局。いいですか。

○林上議会事務局次長 公式ということですけれども、いろいろな定義があろうかと思います。広辞苑では、公式とは公に定めた方式というふうに定められておりまして、会長会議におきましては、法令にという定めがないということで、公に定めがないという点においては、公式ではない、非公式とも言えるというような答弁をさきにもさせていただいているのかなというふうに思っております。

○中野委員長 先例に関わる認識、そこもちょっと説明加えていただいていいですか。難しい……。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 先例集に記載があるかどうかというのは、慣習法の話なんですね。明文規定ある、それが成文法と、あと慣習法という不文法っていう、つまり、文に定めていない。で、慣習法は、先例集に定められているってことは、不文法の部類に属するので、そうすると、私の理解としては、これは私の理解としてちゃんと議会においても、ちゃんと話しますけれども、私の理解としては、会長会議等の明文規定があって、成文法で定められている、そのような制度かどうかという意味で、非公式だというふうに述べている。なので、その点について、事務局を責めるのはちょっと酷なんじゃないか。で、先ほど来、公式か非公式かについて、事務局の正式な見解を求めておられるようですが、そこまで求めるのは、私はちょっと酷じゃないかなと、私の理解でというふうに、ちょっと、発言しているので、それ以上、事務局に迷惑かけるのは、ちょっと私はどうかなというふうに考えます。

○小林委員（市民連合） ごめんなさい、討論の場ではないので、高橋さんに私は質問できないと思うんですが、当然、高橋さんがそういった意識でおっしゃっているというのは当然分かっていると。ただ、事務局もおっしゃっていましたように公式というのは解釈に幅がありますよね。実際、旭川にはあさっぴーがいらっしゃいますけど、あさっぴーって、実際、その旭川の、例えば条例で定められているものでは、実際はない。だけれども、旭川の公式のキャラクターとして活動してくれているわけです。つまり、公式か非公式かという話をしたときに、そこの解釈というのはすごく、どこから見るか、当然その法律の観点から見たら、法律に載っていないということはあります。それが、非公式とイコールになるかは別かもしれません。ということがある中で、その公式、非公式を、法律に載っているからどうという、そもそもそういった議論をする必要がないのではないかというふうに思っています。ただ、事務局が公式なものであると言っている以上、公式なものでしかないというふうに考えておりまして、それについてお聞きしたところでございます。

ただ、ここは議論する場ではありませんし、私も高橋さんと、法律のもちろんお話をしたら、大変なことになるというのは存じておりますので、これについては、事務局がどのように捉えているかと、そこは事務局が高橋さんの考え方をどう捉えて答弁しているかというよりは、事務局として、法に定められていないものは非公式のものだと認識しているのかどうか、というところを聞いていたというところになります。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 今、あさっぴーの話出たんで、もうちょっと分かりやすい具体例でお示しさせていただきたいと思うんですが、例えば、アイドルとかが自分のブログを持っていて、それで、その人自身がそのブログを作成して、アップしてるっていう、そういう状況があるな

らば、それは、その人が作ってるという意味では公式なものなんですよね。ところが、一般的には、社会通念上、アイドルが所属している事務所がそれを公式なものであると認定していかなければ、そのブログは公式なものと評価されないと思います。要するにそういう話であって、それを本人が作ってるってそういう基準で公式というのか、それとも、そういう所属事務所が、ちゃんとこれはアイドルのものですよ、うちの事務所、責任持りますよと、そういうふうに定めているのか。そういう判断基準って異なる話なんで、そこが、今、争っても仕方がないと私は思います。なので、今後、公式、非公式の区別の判断基準が、要するに、不明確で、会長会議の規程が存在しないということが、この議会の問題だと思いますんで、それをしっかりと定めて、ディフィニットした上で、そういう混乱が今後生じないように、進めていくべきだというふうに私たちとしては考えております。

以上です。（「議事進行」と言う者あり）

○中野委員長 発言ですか、動議ですか。

○江川委員（民主連合） 発言です。

○中野委員長 議事進行の発言を許します。

○江川委員（民主連合） ただいまのところ、議論がずれているように感じますので、委員長のほうでお取り計らいをお願いいたします。

○中野委員長 いずれにしましても、江川委員のほうから、前段で議事録精査の御要求がありましたので、まずは、議事録を整理させていただき、議事録を各会派へ確認をしてから、ここの続行を図りたいというふうに思いますが、そのような整理で、江川委員よろしいでしょうか。

○江川委員（民主連合） はい。

○中野委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時30分

---

再開 午後3時30分

○中野委員長 これより、議会運営委員会、再開をさせていただきたいと思います。

休憩前に民主連合の江川委員のほうから、議事録精査の御発言がありました。その御発言に従いまして、議事録を精査、整理をさせていただきました。各会派に、この時間をもってお配りをさせていただき、既に各会派等で議事録の内容については整理を、精査をしていただいているというふうに受け止めているところでございます。

それでは、その議事録の精査を求めました民主連合に、引き続き質疑を続けていただきたいと思います。

○江川委員（民主連合） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

議事録を精査させていただきました。その中で、先ほど議事進行の発言をさせていただいた際に、少し本題からずれる討議があったのではないかと、議事の精査を委員長のほうにお願いした次第でございます。確認をさせていただきましたところ、やはり、5月15日、午後1時11分からの議事録の中の2ページ、下段のほうにおきまして、小林委員の発言がございます。委員長のほうから、それがそういった認識で、各会派、きちんと認識しているのかというのを改めて確認していただきたいと思いますと、このように発言がなされています。こちらに対しての委員長のさばきに関して、ぜひ、ここまで戻って、改めて確認をいただきたいと、委員長に求めたいと思います。

以後、よろしくお願ひいたします。

○中野委員長 それでは、議事進行からの流れでありますので、江川委員の問い合わせに対して受け止めたいと思います。

発言がありましたように、本日の議会運営委員会の中で、小林委員のほうから、委員長のほうで各会派の認識を改めて確認する、そういうことを進めてもらいたい趣旨の御発言があつたと思います。昨日の議会事務局長の答弁に対する認識の共有というところだというふうに考えておりますので、それでは改めて、昨日の議会事務局長の答弁に対する各派の認識の共有、どのような状況か、それぞれお聞きをしていきたいというふうに思います。皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、大会派順に改めて確認をさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 当会派といたしまして、昨日の事務局長の答弁につきまして、認識を共有いたします。

○江川委員（民主連合） 認識を共有いたしております。

○高花委員（公明党） 認識を共有させていただきます。

○石川厚子委員（共産） 認識を共有しております。

○塩尻委員（市民連合） 認識を共有しております。

○横山委員外議員（無所属） 認識を共有させていただきます。

○中野委員長 それでは、全会派、無所属も含めて、認識を共有できるということで御発言がございました。江川委員のほうに、その後の認識を確認したいと思います。

○江川委員（民主連合） 共有できておりますので、そのままで結構です。ありがとうございます。

○中野委員長 それでは、そのほかの御発言はありますでしょうか。

○石川厚子委員（共産） 昨日の午前ですけれども、正副議長人事の協議について、代表者会議に諮ることを議会運営委員会が決定いたしましたが、なぜ、議長はそれを覆されたのかというふうに議長にお尋ねしたところ、議長は、検討結果で人選が調ったならば、辞職の意向は撤回できないものと考えていた、しかし、議運代表者会議で協議が不調に終わったため、辞職の意向撤回について改めて協議した、このように言われました。しかし、議運代表者会議では、選挙による投票ということが決定しております。この議運代表の決定を議長はないがしろになさるということなのか、議長の認識をお尋ねします。

○福居議長 議運の会議、代表者の会議をないがしろにするつもりは毛頭ございません。

○石川厚子委員（共産） ないがしろにするつもりはないとの御答弁でしたけれども、改めて、議長の議会運営委員会代表者会議に対する認識をお伺いします。

○福居議長 議会を開会するに当たっての代表者会議及び議会運営委員会というのは、一番の肝になる会議だという認識は持っております。

○石川厚子委員（共産） 今、一番の肝という御返答がありました。そうであるならば、議運代表者会議で選挙による投票ということが決定いたしました。この議運代表者会議では、氏名はフルネームで書いてくださいとか、あるいは、平仮名でも構わないですか、そういう細かいことまで確認してまいりました。この決定は尊重すべきではないでしょうか。代表者会議の決定をほごにしたことについて、議長の見解をお伺いしたいと思います。

○福居議長 そういういた議論が、一緒に同席していたんで、あったことは存じ上げておりますけども、私どもは、正副で熟考を重ねた末、辞任を撤回させていただきました。

○石川厚子委員（共産） 今、熟考を重ねた末ということも言われましたけれども、議運代表者会議を尊重し、一番の肝と言いながらもその決定をほごにするというのは、整合性が取れないのではないかでしょうか。

○福居議長 共産党さんのは、そういういた中で、議長の辞職願の撤回ができるないんじゃないかという、そういう趣旨だと理解しておりますけども、辞職願は、議題となるまでは撤回することができるということが法令で示されています。そういういた中で、熟考を重ねた末に、議題となる前であれば、撤回を申し入れれば、その時点で辞職の意思はなくなったものとして取り扱っていただけるという形を確認しておりますんで、そのようにさせていただきました。

○石川厚子委員（共産） 今、議題となる前ならば、辞職願の撤回はできるとの御返答があつたわけですけれども、一昨日の議会運営委員会で、議長は、今までは会派間の対立構造が正常化できないと思い、正副議長においては辞職の意向を表明したところがありますが、こうした状況を正常化させるため、熟慮を重ねた結果、これを撤回したと、このように発言されました。正常化できないために辞意を表明し、正常化させるため、これを撤回したということは、やはり整合性が取れないと思います。議会を正常化するためには、この辞職の撤回を撤回すべきと思うが、議長の見解をお伺いします。

○福居議長 正副でそのような考えは持ち合わせておりません。

○石川厚子委員（共産） 今、そのような考えは持ち合わせておりませんということですが、私ども会派としては、全くこれに対しては納得できないということを申し述べて、私からの質疑は終わらせていただきます。

○中野委員長 そのほか、発言はありますでしょうか。

○横山委員外議員（無所属） 私からも幾つかちょっと質問させていただきたいと思いますが、時系列的には、5月8日の議運委員会で、中野委員長のほうから、正副議長から辞職の意向があるのと、後任の正副議長人事について、議会運営委員会で協議願いたいとの申入れがあったということで報告をいただいているので、その後、後任人事についての作業が開始されて、月曜日、12日、13日の作業まで進んでいたということは間違いないと思うんですが、にもかかわらず、それが撤回されるということも、議運の中で中野委員長から同様に報告があつたんですけども、議会運営委員会として正式に手続を進めていたことを結果的に覆すことになったことについて、議運委員長としては、このさばきについてはどのようにお考えなのか。瑕疵があつたとまでは言いませんけれども、やっぱりちょっと正常な手續ではなかつたんではないかなと私は認識をしているんですよね。正式に進めてきたものをまるでなかつたことのように覆すっていうことで、本当にこれはいいのかなど。それは委員長としてはどんなふうに受け止めているのか、改めて委員長の見解を私は伺いたいなと思います。

○中野委員長 正副議長の意向に従って、この間、議事運営に努めてきたところではありますが、ただいまの発言については、答弁を整理する必要がありますので、お時間をいただければと思います。皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、暫時休憩をさせていただきます。

休憩 午後3時41分

---

(再開されず散会)